



ご注意ください

- 令和5年1月から軽自動車OSSの対象になるのは「**新車購入時**」の手続のみです。
検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。
※軽自動車税種別割の申告もOSSの対象ですが、月割課税がないため納付の必要はありません。
- 二輪・原付・小型特殊は、OSS申請の対象外です。



よくあるお問い合わせ

Q1

OSS申請のために準備しておくものはありますか？



A1

OSS申請の利用には、パソコン、電子証明書(マイナンバーカード等)、ICカードリーダ等の準備が必要です。



Q2

スマートフォン・タブレットからの申請は可能ですか？



A2

軽自動車OSSは、スマートフォン・タブレットからの申請はできません。



Q3

車検証やナンバーはどうやって受け取ればいいのか？

A3

車検証及びナンバー(車両番号標)については、OSS申請の審査終了後に、申請先の軽自動車検査協会の窓口及び同協会構内にある番号標交付団体窓口で受け取ってください。

